

宮崎県森林環境税ポスター・チラシ作成等業務委託企画提案競技実施要領

令和3年7月20日
環境 森林 課

1 業務の目的

宮崎県森林環境税（以下「森林環境税」という。）について、第4期が開始したことを契機に、ポスター・チラシによる情報発信を行うことで県民の理解を深め、県民共有の財産である森林を健全な姿で次世代へ引き継ぐ機運を醸成することを目的とする。

2 業務の内容

- (1) ポスター及びチラシのデザイン制作（ポスターとチラシの表面は同じデザインとする。）
- (2) ポスター・チラシの印刷
ポスター：A1サイズ20部 B2サイズ200部
チラシ：A4サイズ20万部
（うち13,000部にはチラシ上部に「班回覧」と印字すること）
- (3) チラシの仕分け・発送
490箇所分の仕分けと発送（当担当が準備した鑑を添付し、発送する。送付先の住所等については、当担当がデータ又はラベル等の印刷物を提供する。）

3 委託期間

委託契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

4 委託料の上限額

1,679,235円（消費税及び地方消費税額を含む。）
支払い方法は精算払とする。

5 委託業者選定方法

企画書、見積書等の書類審査による企画提案競技方式とする。

6 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる参加資格の要件を全て満たしている者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業種の営業種目が「S-03デザイン制作」の者であり、宮崎県内に本社又は支店等を置く者であること。県内に主たる事業所又は従たる事務所を有する者であること。
- (3) 県内に主たる事業所又は従たる事務所を有する者であること。
- (4) 過去2年間に、カラー刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札資格停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

7 企画提案競技実施の告知方法

宮崎県ホームページにより告知

8 スケジュール

- | | | | |
|--------------|------|-------|----------|
| ① 企画提案競技実施公告 | 令和3年 | 7月20日 | (火) |
| ② 質問書受付期限 | 令和3年 | 8月3日 | (火) 午後5時 |
| ③ 参加申込受付期限 | 令和3年 | 8月3日 | (火) 午後5時 |
| ④ 企画書等提出期限 | 令和3年 | 8月17日 | (火) 午後5時 |
| ⑤ 結果通知 | 令和3年 | 8月下旬 | |

9 企画提案競技の方法

(1) 企画提案競技の参加申込み

企画提案競技への参加を希望する者は、令和3年8月3日（火）午後5時までに、別紙1（企画提案競技参加申込書）を電子メール又はFAXにて提出すること。

(2) 企画書等の提出

- ① 各社の提案は、1者1案とし、著作権等に問題が生じないようにすること。
- ② 提出物

ア ポスター・チラシ企画提案書（様式任意 サイズはA4）【原本1部、コピー6部】

以下の内容を盛り込むこと。

- ・業務実施体制
- ・業務実施スケジュール
- ・類似業務受託実績（成果物などがあれば添付すること。）
- ・ポスター・チラシのデザインサンプル（別添としても可）

チラシの表（ポスターのデザイン案と同じ）、には、写真やイラストを使用すること。

また、チラシの裏面には、税額、宮崎県森林環境税の三つの柱、税事業で行っている公募事業の内容を掲載すること。

- ・チラシに関しては、県民が手に取り、読みたくなるような工夫
- ・業務実施にあたっての優位性及び特色

イ ポスター・チラシとして使用する用紙【ポスター及びチラシ各7枚】

ウ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー6部】

下記に沿って提出すること。

- ・宛先は、「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。
- ・業務名は、「宮崎県森林環境税ポスター・チラシ作成等業務」とすること。
- ・記載する項目は一式計上ではなく、第三者による客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・見積書には、ポスター・チラシデザイン費、各印刷代、追加印字代、チラシ仕分け代、チラシ発送代を含めること。

エ 会社概要（様式任意）【原本1部】

オ 誓約書（別紙2）【原本1部】

③ 提出期限・提出先・提出方法

ア 提出期限 令和3年8月17日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出先 宮崎県環境森林部環境森林課
林政計画担当(14参照)

ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、書留や特定記録郵便など記録が残る方法での発送とし、郵送にて送付した旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 書類審査

提案書、見積書等について、下記審査項目により書類審査及び評価を行い、最も優れた提案を選定する。

- ① 事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ② 業務仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ③ 計画的な業務スケジュールとなっているか。
- ④ 県民の目を引き、チラシを読みたくくなるようなデザインや工夫がなされているか。
- ⑤ 業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
- ⑥ 提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。
- ⑦ 本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、令和3年8月下旬に参加者に通知する。

10 質問受付

本企画提案競技に関する質問がある場合は、次により行うこと。

(1) 受付期限 令和3年8月3日（火）午後5時まで

(2) 質問方法 質問書（別紙3）を電子メール又はFAXにて提出すること。

※送信後は必ず電話連絡をすること。

(3) 回答方法 質問への回答は、質問を受け付けた日の翌日から起算して原則として3日以内（県の閉庁日は除く。）に質問者及び参加申込みを行った事業者にて電子メールにて連絡する。なお、質問者名は公表しない。

11 欠格事項

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。なお、欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

12 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の候補者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

13 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案は、協議の上、変更する場合がある。

14 書類提出及び問合せ先

〒880-8501 宮崎県環境森林部 環境森林課
林政計画担当
TEL:0985-26-7153 FAX:0985-26-7311
E-mail:kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp